

千曲市図書館コンピュータシステム構築事業

プロポーザル実施要領

平成30年3月

千曲市立図書館

1 事業概要

(1) 概要

本事業は、千曲市が平成23年10月から使用している図書館コンピュータシステムを使用料契約により構築を行うものである。

なお、当該コンピュータシステムについては、公共図書館（更埴図書館、戸倉図書館、更埴西図書館、上山田公民館図書室、屋代駅市民ギャラリー図書コーナー）及び市立小・中学校13校と連携を図るためのネットワークを結び（以下、「千曲市立図書館ネットワーク」という。）公共図書館と学校図書館が所蔵する図書等の資料情報を共有し、

共同利用を行ってきたものである。

(2) 事業目的

業務の効率化、住民サービスの向上及び千曲市図書館ネットワークにより公共図書館と学校図書館との連携を図り、円滑な運用のための図書館コンピュータシステム更新を実施することを目的とする。

(3) 事業期間

構築期間：契約締結日から平成30年9月30日まで

運用期間：平成30年10月1日から平成35年9月30日まで（5年間）

(4) 履行場所

更埴図書館、戸倉図書館、更埴西図書館、上山田公民館図書室、屋代駅市民ギャラリー図書コーナー及び小中学校13校

(5) 提案上限額

公共図書館 34,040千円（消費税別）、学校図書館 29,440千円（消費税別）

①上記金額には、保守管理の費用は含まない。

②上記金額には、書誌データ・利用者データの抽出費用及び移行費用を含む。

データ抽出・移行に係る費用の詳細については、「2 プロポーザルの概要（9）

①提出書類 b 価格提案書 及び c システムデータ移行価格提案書」及び別紙「データ移行に係る補足」を参照のこと。

③本提案事業は平成30～32年度千曲市総合計画及び平成30年度予算に基づく事業執行である。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

千曲市図書館コンピュータシステム構築事業

(2) 業務内容

千曲市立更埴図書館には、図書館コンピュータシステムの構築に必要なハードウェア及びソフトウェアと、その周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

その他の公共図書館は、ソフトウェアと周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

学校図書館は、ソフトウェアと周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

①図書館コンピュータシステムの構築

千曲市図書館ネットワークにより資料情報の共有が可能なシステムを構築する。

- a システム構築に必要なハードウェア及びソフトウェアの導入、設置及び設定・調整。
- b 千曲市立図書館ホームページの構築
- c 各業務システムの設計・構築、設定等
- d カスタマイズ部分のプログラム開発・設計・設定等

②現行システムからのデータ移行

- a 現行システムからのデータの抽出
- b 本システムの要件仕様に適したデータへの変換
- c 現行システムのデータ仕様書・設計書の提出

③システム及び機器の運用・保守

④契約終了時のデータ移行

- a 本システムからのデータ抽出
- b 次期システムの要件仕様に適したデータへの変換
- c 本システムのデータ仕様書・設計書の提出

(3) 担当部署

〒387-0011 千曲市大字杭瀬下1丁目64番地

千曲市立更埴図書館担当：和田、宮崎

電話番号：026-273-2989

電子メール：lib-ksk@city.chikuma.lg.jp

(平成30年4月1日より、上記メールアドレスに変更となりますので、確認をお願いします)

(4) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、下記の条件をすべて満たすものとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

と。

②会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

③平成30年3月27日17時までに平成28・29年度の千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格名簿に大分類19：その他の業務中分類36：情報関連業務で登録があること。（入札参加資格申請書を提出していない者は平成30年3月27日17時までに提出すること。提出方法等は千曲市役所企画政策部管財契約課に問い合わせること。）

④最近一年間の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税又は県民税の滞納をしていないこと。

⑤図書館コンピュータシステム事業の実績を有すること。

（5）事業者選定スケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。

内 容	日 程
公告	平成30年3月16日（金）
参加表明書締切日	平成30年3月27日（火）17時必着
質問書受付期間	平成30年3月28日（水） ～平成30年4月3日（火）
回答期限	平成30年4月5日（木）まで 随時ホームページに掲載
企画提案書受付期間	平成30年4月6日（金） ～平成30年4月12日（木）17時必着
第1次審査結果発表	平成30年4月13日（金）
プレゼンテーション審査	平成30年4月25日（水）
優先交渉権決定（予定）	平成30年5月8日（火）
契約締結	平成30年5月25日（金）予定

※プレゼンテーション審査は、第1次審査通過事業者を対象とし、詳細は第一次審査通過事業者に別途説明を行う。企画提案を行う事業者は上記日程に対応すること。

※上記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

（6）参加申込みの手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

①提出書類（様式第1号～5号）について

以下の書類を各1部提出すること

様式第1号：参加表明書

※平成 28・29 年度の千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格申請書を提出していない者は、平成 30 年 3 月 27 日（火）17 時まで提出すること。

（問合せ先：千曲市役所企画政策部管財契約課）

様式第2号：会社概要書

様式第3号：機密保持誓約書

様式第4号：図書館コンピュータシステム導入及び移行実績報告書

様式第5号：参加辞退届

②提出期限：平成30年3月27日（火）17時必着

※開館日の9時30分から17時まで受け付ける。

休館日は平成30年3月19日（月）、22日（木）、26日（月）

③提出場所：「2 プロポーザルの概要（3）」に同じ

④提出方法：持参または郵送により提出

(7) 仕様書等の交付

「要件定義書」「業務機能要求書」「機器仕様書」「図書館ネットワーク構成要件書」「企画提案書記載項目」「提案評価基準書」を公告時に公表

(8) 質問及び回答

質問がある場合は、以下の対応とする。

・様式第6号：質問書

質問書は平成30年3月28日（水）から受付を開始し、平成30年4月3日（火）17時までとする。

回答は平成30年4月5日（木）までに随時ホームページに掲載する（仕様書等と同じ場所に掲載）。

質問書は、エクセルファイルにて下記に電子メールで提出し、電話連絡等「2 プロポーザルの概要（3）参照」で担当者に到着確認を行うこと。

(9) 企画提案書等の提出について

①提出書類（様式第7号～10号）について

a 企画提案書

・様式第7号（任意様式）：企画提案書

「要件定義書」及び「企画提案書記載項目」に示す内容を満たすよう作成、提出すること。

・企画提案書は、「様式第7号 企画提案書」を表紙とし、「企画提案書記載項目」に則して作成すること。

・任意様式企画提案書

業務の効率化や利用者サービスの向上について有効な提案があれば示すこと。

b 価格提案書

・様式第8-1号、様式第8-2号：価格提案書（任意様式にて積算内訳書の提出要）

価格提案書は公共図書館（様式第8-1号）と学校図書館（様式第8-2号）の別に提案すること。

本システム保守管理費用、現行システムからのデータ抽出費用及び本システムへの移行費用は含まない。

本契約終了時におけるデータ抽出費用及び次期システムへのデータ移行費用は含む。

なお、本システム保守管理費用については、本システム構築請負契約を行った事業者と別途随意契約を行う。

c システムデータ移行価格提案書

・様式第9号：システムデータ移行価格提案書

現行システム業者のみ提出を要する。

現行システムからの書誌データ・利用者データの抽出費用及び本システムへの移行にかかる費用見積額の提案上限価格は、4,000千円（消費税を含む）とし、本要領「1 事業概要（5）」の提案上限額に含むものとする。

なお、本契約終了後システム更新をする場合におけるシステムへの移行費用については、上記「b 価格提案書」における提案額に含むものとする。

また、現行システムからのデータ移行業務については、現行システム業者と別途随意契約を行う。

d 事業期間終了後の運用延長に係る見積提案

・様式第10号：事業期間終了後の運用延長に係る見積提案

本事業の終了（運用期間終了）に際し、更に1年間運用を延長し事業期間を延長することも想定しているため、運用期間を1年間延長する場合に必要な費用を想定し記載すること。

②提出部数

正本1部、複本10部、電子媒体1部

③提出受付期間

平成30年4月6日（金）から平成30年4月12日（木）17時必着

※開館日の9時30分から17時まで受け付ける。

休館日は平成30年4月9日（月）

④提出場所「2 プロポーザルの概要（3）」に同じ

⑤提出方法 持参または郵送により提出

3 選定

(1) 選定方法

優先交渉権者の選定は、企画提案書、業務機能要求書回答、価格提案書一式、プレゼンテーションの内容について「千曲市図書館コンピュータシステム構築事業選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、「千曲市図書館コンピュータシステム構築事業選定評価基準書」に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

(2) 審査概要

概要は以下のとおり。

①第1次審査（書類審査）

企画提案書、業務機能要求書回答について評価を行い、上位3者程度を第1次審査通過者として選定する。

②第2次審査

第1次審査通過者に対してプレゼンテーション及び価格提案書一式の評価を行う。

③優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

第1次審査と第2次審査の結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、企画提案書評価点が高い者を優先とする。

④受託事業者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議のうえ、当市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

⑤審査結果

選定結果は後日、書面により通知する。

⑥受託事業者

受託事業者は、当市と契約を締結し、受託業務を実施する。

4 その他の事項

(1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、書面により辞退届を提出すること。

(2) 各提案書の作成・提出、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

(3) 提出書類の著作権の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお提出書類は、企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

- (5) 再委託事業者は、本事業への単独提案を行うことができない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ①参加者の記名及び押印を欠く場合
 - ②誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
 - ③2通り以上の書類提出がなされた提案
 - ④価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (9) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
 - ①企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
 - ②参加表明書に記載された者以外の者が提案を行った場合
 - ③その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
 - ④選定委員会関係者と不正な接触等を行った場合